

甲斐市議会厚生環境常任委員会会議録

1. 開催日時 平成29年5月30日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

出席委員（7名）

委員長	五味武彦君	副委員長	金丸幸司君
	清水正二君		米山昇君
	山本英俊君		池神哲子君
	樋泉明広君		

欠席委員（なし）

傍聴議員（11名）

議長	小浦宗光君		横山洋介君
	滝川美幸君		金丸寛君
	小澤重則君		斉藤芳夫君
	山本今朝雄君		有泉庸一郎君
	内藤久歳君		藤原正夫君
	保坂芳子君		

説明のため出席した者の職氏名

市民部長	望月映樹君	生活環境部長	小田切聡君
福祉部長	三澤宏君	子育て健康部長	小宮山正美君
保険課長	加藤文雄君	環境課長	中込広人君
福祉課長	齊藤一己君	長寿推進課長	飯沼秀司君
子育て支援課長	島田伸君	健康増進課長	長坂千恵子君
環境保全係長	宮崎建君	障がい者生活支援係長	酒井厚志君

長寿あんしん係長	早川 要子 君	介護予防係長	藤原 布美 君
児童係長	藤田 陽子 君	健康企画係長	日本 修 君
保健指導係長	長田 清美 君		

職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	岩下 和也	書記	輿石 文明
書記	小澤 裕一		

内容

- 1 国家公務員合同宿舎跡地（甲斐市篠原地内）における土壌汚染について（環境課）
- 2 ヘルプカードの作成について（福祉課）
- 3 生活支援体制整備事業について（長寿健康課）
- 4 平成29年度放課後児童クラブの利用状況について（子育て支援課）
- 5 甲斐市産婦健康診査費助成事業について（健康増進課）
- 6 甲斐市新生児聴覚検査費助成事業について（健康増進課）

開会 午後 1時29分

○書記（小澤裕一君） 改めまして、こんにちは。

ご参集、大変お疲れさまです。

それでは、ただいまから厚生環境常任委員会を開会いたします。

本日の委員会は、初めに委員長よりご挨拶をいただき、引き続き委員長の進行により議事を進めてまいります。

それでは、五味委員長、よろしくお願ひいたします。

○委員長（五味武彦君） どうもお疲れさまです。

なんか30度以上いくというふうな形なんで、体に気をつけていただきたいと思います。

1つだけ、明日チャレンジデーです。それぞれ頑張ってくださいたいと、自分のためということもあります。勝つためにも参加率を高めていただければというふうに思います。

以上で挨拶を終わります。

ただいまの出席委員は6名です。定足数に達しておりますので、これより厚生環境常任委員会を開会いたします。

なお、池神委員は遅刻の連絡がありましたので、報告いたします。

○委員長（五味武彦君） 質疑は、委員の質疑を受けた後に、傍聴議員の質疑を受けたいという段取りでいきたいというふうに思います。

それでは、内容に入る前に、保険課関係のその他を行います。

加藤保険課長。

○保険課長（加藤文雄君） それでは、保険課からその他についてお願ひいたします。

6月定例議会におきまして、国民健康保険特別会計の補正予算案の提出を予定しておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○委員長（五味武彦君） 国民健康保険特別会計補正予算については、6月定例会の案件となりますので、質疑は省略いたします。

次に、保険課関係で、委員より特にお聞きしたいことがありましたらお願い申し上げます。

[発言する者なし]

○委員長（五味武彦君） ないようですから、以上で保険課関係のその他を終了いたします。

ここで、暫時休憩とし、職員の入れかえを行います。

お疲れさまでした。

休憩 午後 1時31分

再開 午後 1時32分

○委員長（五味武彦君） 会議を再開いたします。

これより、次第3の内容に入りたいと思います。

(1) 国家公務員合同宿舎跡地における土壌汚染について、担当より説明をお願いいたします。

中込環境課長。

○環境課長（中込広人君） どうも大変お疲れさまです。

環境課から、甲斐市篠原地内にごございます国家公務員合同宿舎跡地における土壌汚染につきまして、ご報告させていただきます。

厚生環境常任委員会資料1ページをお願いいたします。

まず、1の経過といたしましては、国家公務員合同宿舎跡地内の土壌について、土地の所有者であります国が独自に調査を実施したところ、一部の項目において、環境基準値を上回る汚染物質が検出されたところであり、この結果を受け、国は土壌汚染に関する事務を所管する山梨県に対して報告するとともに、山梨県につきましては、土壌汚染対策法に基づく調査、確認作業を開始いたしました。

国家公務員合同宿舎跡地の場所ですが、お手数ですが、2ページ目をごらんいただきたいと思っております。

4の位置図の中の赤い線で囲ったところが、国家公務員合同宿舎の跡地であります。

おおむねの位置ですが、右下に漢字で冷間と書かれている下に、学校の校舎のような形のものがありますが、これが竜王南小学校であります。

また、緑の線で囲った中に横長の長方形の形のものが幾つかありますが、右側の3棟が市

営田中団地、赤い線の下2棟が国家公務員合同宿舎であり、今回の土壌汚染地は、赤い線で囲った国家公務員合同宿舎の跡地となっております。

青い点は、赤い線の敷地内のうち、土壌汚染が見つかった箇所であります。

土壌汚染対策法においては、水質汚濁防止法に規定する特定施設であって、特定有害物質をその特定施設で製造または使用、あるいは処理を行っていた施設の使用を廃した場合、当該土地土壌の汚染状況について、環境省令で定める方法により調査し、その結果を都道府県に報告する義務がありますが、国家公務員合同宿舎跡地につきましては、特定施設ではありませんので、あくまでも自主的な調査であります。

この国による自主的な土壌検査については、資料には記載してございませんが、敷地内で土壌汚染が疑われると思われる地点3カ所を選定して実施しております。

土壌汚染が疑われると思われる3地点の選定についてですが、国は、平成27年度に当該土地の地中における埋設物の有無を確認するため、敷地内を数カ所ボーリング調査を実施いたしました。この調査の結果、3カ所から廃棄物の存在が確認できたため、土壌の汚染状況を把握するため、この3カ所の土壌検査に至り、そのうち青い地点の1カ所について、環境基準を上回る汚染物質が検出されたところであります。

資料1ページにお戻りいただきたいと思っております。

土壌検査の結果であります。純粋に土壌に含まれている有害物質の量を調査する土壌含有量調査では、第2種特定有害物質9項目を検査したところ、選定した3カ所は全ての項目に異常値はなく、環境基準値内でありました。

また、土壌に水を加えた場合に溶出する特定物質の量を調査する土壌溶出量調査につきましては、第2種特定有害物質10項目と第3種特定有害物質5項目、計15項目を調査したところ、3カ所のうち、1カ所において、フッ素及びその化合物が環境基準の0.8ミリグラムパーリットルをわずかに上回り、0.94ミリグラムパーリットルが検出され、そのほかの項目は環境基準値内であったところであります。

ここで、フッ素及び化合物についてご説明をさせていただきます。

フッ素は自然界に存在する物質であり、主として地質に由来するものと考えられており、水道水の原水や河川、地下水から環境基準値を超える濃度のフッ素が検出される事例は多くあると聞いているところでございます。

また、私たちの身の回りでも身近にありまして、電球の内側の艶消しやガラスの表面の加工、フッ素樹脂加工したフライパンなどに使われているとともに、特に虫歯予防効果として、

フッ素を歯に塗るといったことが一般的によく聞き及んでいるところでございます。

しかしながら、フッ素を継続的に体内に取り込んだ場合、骨折等のリスクが増加することから環境基準が設定されているところでありますが、この基準値は、体重50 kilogramsの人が70年間毎日2リットルずつ飲み続けるという条件で、この濃度では健康影響が出ることはないと判断される濃度が基準値として設定されております。そのため、万が一、基準を少し超過する地下水を一時的に飲用したとしても、健康影響に出ることはないとされているところであります。

土壌検査の結果の説明に戻りますが、これらの検査結果から、米印1つ目ではありますが、汚染箇所は1カ所のみであり、敷地全体を図面上で10メートル掛ける10メートルのメッシュ状に区切り、汚染のあった場所の1メッシュ、100平方メートルを土壌汚染範囲として指定したところでございます。

2つ目の米印ですが、当該土地につきましては、国・県の調査においては、汚染物質を扱うような工場等の施設については、過去に設置された事実は確認されていないというものであります。

なお、県から口頭にて聞いている内容といたしましては、国が所有する前の所有者は日立であり、1年数カ月の間所有していたものの、建築物は建設していなかったことや、日立が所有する前は農地だったということでありました。

次に、2の山梨県の対応であります。土壌検査に係る国・県の一連の経過を経て、本年3月16日、甲斐市に対して土壌汚染についての概要の説明がありました。また、あわせて地元自治会に対して説明したい旨の相談を受けたところであります。

4月25日、地元自治会であります田中区の区長、役員に対して、県が概要を説明するとともに、地下水調査の方法等についても相談いたしましたところでございます。なお、この説明会には市のほうも同行いたしました。

4月27日、隣接自治会である下八幡3区の区長に対して説明を行い、5月8日には土壌汚染周辺の井戸の有無と用途を確認するため、田中区、下八幡3区の90世帯に対し、調査用紙の配布を行ったところであります。

2ページ目をお願いいたします。

調査対象となった90世帯ですが、4の位置図でご説明させていただきますと、緑の線で囲った部分にある世帯であり、地形上から、図の左上から右下に向かって地下水が流れているとの推測のもと、環境省が示す土壌汚染に対するガイドラインに基づいた範囲で行うもの

であります。

3の今後の展開であります。井戸の状況調査の結果により、土壤汚染対策法の規定による汚染除去等の措置を講ずる必要な区域、または土地の形状変更に係る届け出が必要となる区域のどちらかに指定される見込みであります。

なお、県によりますと、この緑の線の範囲内の世帯で井戸を所有し、水質検査を希望する世帯につきましては、県において検査を行うこととしております。この場合の検査につきましては、フッ素及びその化合物のみを対象としております。

当該土地の将来的な利活用でありますけれども、現在のところ、国・県からは示されていない状況でございます。

以上、国家公務員合同宿舎跡地における土壤汚染について、ご報告とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長（五味武彦君） 説明が終わりました。

これより、委員の説明に対する質疑を行います。

委員、質疑がございましたらお願いいたします。

山本委員。

○委員（山本英俊君） 説明よくわかりました。

今、課長が言ったこの基準値の0.8ミリパーリットルと0.14オーバーだけれども、これはさっきの説明で言うと、70年間飲んで幾らかの害になるだけの違い、こんなもの一々出すの、これ。数値なんか出さなけりゃこんなものわからないんじゃないの、これくらいの量じゃ。誰がそんなことを言ったの。こんな程度のものは一々出さなくていいんじゃないかと思うけれどもね。どうなんですかね。

それと、あと、井戸掘って深さは何メートルくらいで深さ的なボーリングはやったのか、ちょっとその2点、教えてください。

○委員長（五味武彦君） 2点、中込課長。

○環境課長（中込広人君） 今回、議会のほうにご報告させていただいたのは、やはり県のほうからこういった情報をいただきまして、やはり土壤汚染というふうなものが関心もあるということもありまして、改めてこちらの常任委員会のほうにご報告させていただいた経過がありますので、ご理解のほうをお願いいたします。

あと、井戸のほうですけれども、基本的にはその90世帯に対しまして井戸を所有しているかどうか、それを飲用しているかどうかというふうなことを確認したくて調査をしました

ので、その家庭の井戸が何メートルというふうなことは、現在はそれは特に問題にしていなくて、いずれにしろ井戸があるかどうか、またそれが飲用しているのかどうかというふうなことを調べるためにやったものでございます。

○委員長（五味武彦君） 山本委員。

○委員（山本英俊君） 何メートルの、ボーリングしたのが例えば5メートルとか10メートル、その深さを……

○委員長（五味武彦君） 調査した地点の……

中込課長。

○環境課長（中込広人君） 平成27年度に国が土地の中に埋設物が埋まっているのかどうかを調べるためにボーリング調査をしたというふうなことで説明をいたしました。あくまでもそれは地下水を採取するということじゃなくて、埋設物があるかどうかをボーリングをして、ある程度の深さはちょっと県のほうから示されてはいませんが、いずれにしろその中に何が埋まっているかどうかを採取するというのでボーリング調査をしたというふう聞いております。

○委員長（五味武彦君） お待ちください。

山本委員。

○委員（山本英俊君） だから、廃棄物があるかどうかを深く掘ったわけだよね。掘ったときの深さとか、ある程度掘らないとその辺の水の環境とかそういうのがわからないと思うんだよね。例えば3メートル掘ったとか、5メートル掘ったとか、10メートル掘ったとか。試掘、わかれば、わかるだけでいいよ。

○委員長（五味武彦君） その報告……

○委員（山本英俊君） そうそう、メーター的なことがどうなのかなということだから。

○委員長（五味武彦君） お待ちください。

中込課長。

○環境課長（中込広人君） 大変失礼いたしました。

まず、国が実施いたしました埋設物が埋まっているかどうかということでボーリング調査をしたと説明いたしましたけれども、深度ですが、20センチから約1メートルというふうなことで資料として残っております。

また、周辺の方の土地の井戸の深さというものにつきましては、特にその辺のところは調べていなくて、いずれにしろ井戸があるかどうかと、また飲用かどうかというふうなことを

調べたところでございます。

○委員長（五味武彦君） ほかございますか。

清水委員。

○委員（清水正二君） それで、その近隣の下八幡区と田中区のほうに行ったりとか、役員さんに説明したということなんですけれども、区長さんたちの反応というのはどういう形、あれか、聞いてはいますか。

○委員長（五味武彦君） 中込課長。

○環境課長（中込広人君） 私のほうもその会合のほうには出席をさせていただいて話をお聞きしたわけなんですけれども、特に不安がっているとかそういったことではなくて、今度からどういうふうな調査をするんだとかいうふうなことで問い合わせ等が、質疑応答があったところでございます。

○委員長（五味武彦君） 清水委員。

○委員（清水正二君） この位置の、この下のところに田中団地がありますよね。ここの下のところは、毎年水質調査をやっていると思うよ、ここに井戸があつてね。これ環境課のほうでやっているのかどうかわかんないんですけれども、そこら辺のところも市として調べてそういうものがあるのかどうか確認したほうがいいと思うんですけれども、結構深くて、水位が大体7メートルか9メートルぐらいの範囲なんですけれども、その辺は承知していませんか。

○委員長（五味武彦君） 宮崎係長。

○環境保全係長（宮崎 建君） お答えいたします。

その件に関しまして、井戸台帳にも情報がありましたので、確認をいたしましたところ、上水道課がそういうのは所管しております、定期的に水質検査を行っているということは聞いております。その結果を聞きましたところ、特段フッ素が高いという数値は出ていないというふうなことを聞きましたけれども、詳細につきましては、そこまでしかわからないところでございます。

○委員長（五味武彦君） 清水委員。

○委員（清水正二君） できれば井戸を持っている方が調査をかけると、県のほうでもってかけるということなんですけれども、そのものも一応確認しておいたほうが、同じ井戸であれば一番近いところですから、確認しておいたほうが近隣の自治会にとっても安心できるんじゃないかと思えますけれどもね、いかがでしょうか。

- 委員長（五味武彦君） 中込課長。
- 環境課長（中込広人君） そのことにつきましても、上水道課と情報を共有して対応してまいりたいというふうに考えています。
- 委員長（五味武彦君） ほか委員の質疑ございますか。
樋泉委員。
- 委員（樋泉明広君） 4月25日と4月27日にそれぞれ田中、下八幡区で説明会を持っているわけですが、この説明会の提出した調査書、これはきょう、今、議会で報告があった内容で、同じような調査の内容で説明をされたということによろしいですか。
- 委員長（五味武彦君） 中込課長。
- 環境課長（中込広人君） はい。おおむね同じような内容でご説明を、県のほうがしたところでございます。
- 委員長（五味武彦君） 樋泉委員。
- 委員（樋泉明広君） おおむねというと、若干違うということだよ。どんなところが違うんですか。
- 委員長（五味武彦君） ちょっと違いを。
〔「同じだと言えればいい」と呼ぶ者あり〕
- 委員長（五味武彦君） 中込課長。
- 環境課長（中込広人君） 厳密に言うと同じですが、若干私どものこの資料と同じものではないというふうなことで誤差があります。
- 委員長（五味武彦君） 樋泉委員。
- 委員（樋泉明広君） 先ほど他の委員からも出ましたけれども、説明会で住民の皆さん、また役員の皆さんもその説明で納得をして今後の経過を見ていくということになっているわけですね。それでよろしいですね。
- 委員長（五味武彦君） 中込課長。
- 環境課長（中込広人君） はい。そのとおりでございます。
- 委員長（五味武彦君） よろしいですか。
ほか委員の質疑ございますか。
米山委員。
- 委員（米山昇君） この後井戸の調査をして、県のほうで土壌汚染対策法の規定による汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域とか、あるいは土地の形状変更にかかわる届け

出が必要となる区域に指定する見込みだというふうに書いてあるんですが、これはあれですか、こういう区域に指定をされると例えばどのような規制というか、例えば売買できないとか、何かする場合にはこういうことが必要だということもありますか。

○委員長（五味武彦君） 中込課長。

○環境課長（中込広人君） まず土壌汚染の汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域という場合につきましては、その土壌を全部入れかえなさいというふうな場合もございますし、観測井戸を設けてその井戸を監視しなさいといったこともございます。

また、土地の形状変更に届け出が必要になる区域につきましては、文字どおり、土地の形状を変更するときには届け出を出さなきゃいけないというふうな縛りがございます。いずれにしても、この場合の指定区域にされても、売買につきましては基本的にはできると。ただし、汚染の除去につきましては、双方の相談の中でという話になるかと思えます。

○委員長（五味武彦君） よろしいですか。

米山委員。

○委員（米山 昇君） 聞いたところでは、今、報告を受けたところでは、大した汚染という言葉おかしいですけども、フッ素が若干多いという程度なんですけれども、いわゆるこうしてちょっとでも出てくるとこういう規制がかけられたり、必要な区域というようなことで指定をされちゃったということになると、何かするのにも不都合がかなり出るんじゃないかと思うんですよね。買ったほうの方も、そこへ例えば食品関係のものを何かそういうものをつくとすれば問題になるでしょうし、ちょっとでもこういうものが基準オーバーしていれば、こういうやっぱり規定というものはされちゃうわけですかね。どういう基準でされるわけですか。

○委員長（五味武彦君） 中込課長。

○環境課長（中込広人君） やはり環境基準をわずかでも超えてしまいますと、どうしても土壌汚染区域というふうなことで法律上指定されるといったことになっておりますので、そのルールに基づいて県のほうが行っているような状況でございます。

○委員長（五味武彦君） ということです。

米山委員。

○委員（米山 昇君） 先ほども質問の中で出ていましたこの地図の南小学校のすぐ隣にはタンクがあるんですよね、井戸の、上水道のね。位置的にはちょうど上流からそちらのほうへ地下水が流れているような状況ですので、その井戸からくみ上げてPCタンクでまた

一般の家庭に配水をしているということになると、やっぱりいろんな問題も出るかと思えますので、上水道とも要するにその水質も含めて問題ないようにして、よく連絡とり合ってやっていただきたいと思います。要望でいいです。

○委員長（五味武彦君） 要望でよろしいですか。

ほか委員の質疑ございますか。

[発言する者なし]

○委員長（五味武彦君） なければ、委員の質疑、終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

質疑ございますか。

斉藤議員。

○議員（斉藤芳夫君） 国がいわゆる自発的にここの土地を汚染あるかないかを調査したという説明なんだけれども、これはどこからも何の話もないのに自発的に国がやったということなのか、あるいはどこから何かどういような話向きなり何なりあったのか、あるいは後々の処分とか売却とか用途の使い道とかによって、必要が生じて自主的に調査したのか、その辺は何か聞いていませんか。

○委員長（五味武彦君） 中込課長。

○環境課長（中込広人君） 県からの説明でありますと、この土地のほうを自主的に検査をしたといったことにつきましての理由につきましては聞いていないところでございます。

また、何の目的で土壤の検査を、例えば売買というふうなこともあろうかと思えますけれども、そういった理由につきましても聞いていないところでありますが、一般的に特定施設の場合につきましては廃止に伴って必ずやらなきゃならないというふうな義務がありますけれども、自主検査というものも、やはり土地を売買する上で非常に重要な項目でありますので、自主検査をするという事例も数多くあるというふうに聞いているところでございます。

○委員長（五味武彦君） 斉藤議員。

○議員（斉藤芳夫君） 市の環境課としては、それを問題とまではいかないけれども、質問の論拠みたいにする気はなかったですか。

○委員長（五味武彦君） 中込課長。

○環境課長（中込広人君） 近年、古河電工とか、またルネサスとかいうところで土壤汚染のことも出ておりますので、非常に私どものほうも関心が高くなっておりまして、こういったところで国のほうの土地から土壤汚染が出たという形の中で、基本的には私どものほうもア

ンテナを高くしていきたいなというふうに考えているところでございます。

○委員長（五味武彦君） もう一度改めて。

中込課長。

○環境課長（中込広人君） 失礼いたしました。

市としては、特に意識はしていなかったところでございます。

○委員長（五味武彦君） ほか傍聴議員、質問ございますか。

内藤議員。

○議員（内藤久歳君） 先ほどの説明で、27年度にボーリング調査をしたと。そのときに廃棄物が確認されたということですね。確認されて、今、論じているのは、水の汚染ということ言っているんだけど、この廃棄物の扱いについてはどういうことになっているんですかね。何が出てきて……

○委員長（五味武彦君） 中込課長。

○環境課長（中込広人君） まず、県の当初の目的は地中に廃棄物が埋まっているかどうか、埋設物があるかどうかということ調査したと。各土地の全体を数カ所、そういった土地の埋設物の調査をしたところ、そのうちの3カ所から廃棄物が出たといったことでございます。廃棄物の内容については伺ってございませんけれども、過去の平成9年までにつきましては、廃棄物を埋めるということも基本的には合法でしたので、その辺のことも国とすれば確認したかったというふうなことだと思っております。

○委員長（五味武彦君） 内藤議員。

○議員（内藤久歳君） だから、基本的には、水が汚染されるかどうかというのは、影響としては廃棄物があるから水が地下水に汚染されるというのが普通、一般的なものですよね。だからそういうことに関してきちっと3カ所ほじくって、じゃ、それがどの程度まで深さがあるのかどうなのかという、そういうところもやる必要があるんじゃないかと思うんですよ。出てきたということは何らかそこに埋めてあるということだと思うんですよね。その点について、廃棄物の扱いについて、今後、市としてどういうふうに対応していくのかというところはどういうふう考えているか。

○委員長（五味武彦君） 中込課長。

○環境課長（中込広人君） 一応、今回は土壌汚染というふうな形で説明させていただきましたけれども、今後、県につきましても、廃棄物の取り扱いにつきましてもご相談させていただきたいというふうに思っております。

○委員長（五味武彦君） 傍聴議員、ほかございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（五味武彦君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で、（１）国家公務員合同宿舎跡地における土壌汚染についてを終了いたします。

次に、環境課関係のその他を行います。

環境課から報告ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（五味武彦君） なければ、環境課関係で、委員より特にお聞きしたいことがありますらお願いいたします。

米山委員。

○委員（米山 昇君） 前にちょっとお聞きしたんですが、企業の跡地、何か3月いっぱいぐらいまでごみを片づけるというか、処分するのにかかるということで1年使ってやっていたんですけども、4月に入ってもまだやっているよなんて話を聞いたんですけども、どうなっているか、もしわかったら教えていただきたいんですけどもね。

○委員長（五味武彦君） 中込課長。

○環境課長（中込広人君） 私のほうも、4月の下旬に現地に行きまして、そちらで作業している作業員の方から状況のほうをお伺いしたところでございますが、現在、中の廃棄物のほうの分別と、そして排出のほう続けておりますが、今現在残っている、その4月の下旬で残っている段階につきましては、いわゆるフェンス沿いのところと、あとトラックが搬入搬出する通路、そして分別するところがまだ残っておりまして、そのほかにつきましては、全て持ち出しをしているというような状況でございます。作業員に聞いたところ、おおむね8月ごろぐらいまでには作業を完了したいというふうに言っていたところでございます。

○委員長（五味武彦君） ほか委員のお聞きしたいことありますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（五味武彦君） なければ、以上で環境課関係のその他を終了いたします。

ここで、暫時休憩として職員の入替えを行います。

ご苦労さまでした。

休憩 午後 2時02分

再開 午後 2時03分

○委員長（五味武彦君） 会議を再開いたします。

（2）ヘルプカードの作成について、担当より説明をお願いいたします。

齊藤福祉課長。

○福祉課長（齊藤一己君） お疲れさまです。よろしくお願いいたします。

それでは、福祉課からヘルプカードの作成についてご説明をさせていただきます。

ただいまのカードのイメージをしていただきやすく、わかりやすいように、A4判1枚ものの一般的なヘルプカードの表面と裏面の内容がわかる資料を追加でお配りさせていただきましたので、ご確認願います。

それでは、お手元の資料3ページをごらんください。

ヘルプカードにつきましては、昨年8月の定例議会での一般質問及び本年3月の予算審査特別委員会においてご質問をいただき答弁をいたしました経緯がございますが、本日、改めて詳細な内容をお話しさせていただき、作成及び交付に向け、取り組んでまいりたいと考えております。

初めに、ヘルプカードとはということでご説明いたします。

ヘルプカードは、「ちょっとした手助けを必要とする人」と「ちょっとした手助けができる人」を結ぶアイテムとして、平成24年度に東京都が全国の自治体に先駆けて作成いたし、その後、年々作成する自治体が増加している状況にあります。このカードですが、障がいのある人などが外出時に携帯することにより、日常生活の中で困ったとき、また緊急時など、いざというときに周囲の人から必要な支援や配慮をスムーズに受けやすくするために活用するものです。

次に、具体的な活用方法についてご説明いたします。

必要としている支援内容を記入しますということで、カードの表紙以外のページには、支援を必要とする人があらかじめ緊急時に連絡してほしい人、障がい名や病名、通院先の病院や服用している薬、本人の特性により支援してほしい内容や配慮してほしいことなどを記載しておきます。このことにより、有事の際には、ヘルプカードを通じ、周囲の人へ受けたい支援や配慮してもらいたいことなどはっきり伝えることができ、可能となります。また、期待される効果ですが、目には見えない障がいや高齢を理由とし、支援を必要とする人だからこそ、日常生活での手助けにとどまらず、災害時にも大きな効力を発揮するものと期待さ

れております。特に、パニックや発作などを発した場合、周りの人のサポートは必要不可欠となりますが、どうしてほしいのかがわからないと、周囲も手を差し伸べることができないというのが現実問題です。このことから、ヘルプカードを目にすることで、周囲の人も声をかけやすくなり、障害などの特性や初歩的な対応が可能となります。

以上のことから、甲斐市では、配布対象者及び配布方法につきまして、次の方針として取り組んでまいりたいと考えております。

まず、配布対象者ですが、障がい者（児）及び高齢者等とし、支援を必要と考える希望者に配布することといたします。配布場所ですが、福祉課、長寿推進課、敷島・双葉の両支所での窓口で行うこととし、配布時にはカードの携帯方法や個人情報の取り扱いなどの留意事項についても説明を行うことといたします。また、あわせて、避難行動要支援者名簿についても、対象者には周知を図ってまいります。

なお、障がい者等が利用する施設及びサービス事業所でも配布ができるよう、配慮してまいりたいと計画しております。

4ページをごらんください。

次に、ヘルプカードの形態ですが、甲斐市ではカードの大きさを運転免許証程度とし、蛇腹折り形式で作成したいと考えており、表紙は全国的に認知されつつある東京都デザインをベースに、市のマスコットキャラクター「やはたいぬ」も活用したいと考えております。また蛇腹折り形式により、記載できる内容などは、障がい者（児）やその保護者などの意見を参考に、障がい者（児）も高齢者も統一的に使用できるカードとし、氏名、住所、緊急連絡先や、支援してほしい内容などを記入できるよう編集したいと思っております。

そして、ヘルプカードの普及啓発等ではありますが、冒頭にご説明いたしましたとおり、平成24年度に東京都がヘルプカードを作成してからまだ日が浅いため、全国的に十分認知されていない状況にあります。このため、支援が必要な人にも、また支援を必要とする人にも多くの方がヘルプカードを意識することで、カードの存在意義が活かされ、手助けを必要としている人たちの安心感につながるものと考え、今年度、福祉課では、カードの作成にとどまらず、自治会を初め、警察、消防、またJRや集客施設等を通じ、広く浸透を図るため、ポスターなども作成し、普及啓発に努めてまいりたいと考えております。

最後に、今後の予定であります。本日の厚生環境常任委員会を皮切りに、6月から7月にかけて、保健福祉推進協議会及び竜王・敷島・双葉地区でそれぞれ開催される民生委員児童委員協議会へ同様の説明を行い、7月開催予定の厚生環境常任委員会において、甲斐市のへ

ルプカード及び啓発用ポスター等をお披露目させていただくとともに、カードを配布する前に普及啓発が図られ、カードの存在意義が少しでも活かされるよう、先ほどお話しいたしました自治会やJR、集客施設等へポスター等を配布してまいりたいと考えております。そして、8月には、障がい者（児）及び高齢者などで支援を必要と考える希望者へカードを配布できるよう目指してまいりたいと考えております。

以上がヘルプカードの作成に係る説明となります。よろしくお願いいたします。

○委員長（五味武彦君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

質疑等ありましたらお願いいたします。

清水委員。

○委員（清水正二君） 配布対象者、配布方法とあるんですけども、障がい者と高齢者等ということなので、対象者というのはどのくらい見込まれるんですか。

齊藤課長。

○福祉課長（齊藤一己君） 身体障がい者等の手帳保持者が3,800人程度、それから65歳以上が1万7,500人、計で約2万人ぐらいの方が対象になります。

○委員長（五味武彦君） 清水委員。

○委員（清水正二君） これカードで何か表示するように、何か名札のケースみたいにつるして中に入れるとか、その形はどういうもの。

○委員長（五味武彦君） 齊藤課長。

○福祉課長（齊藤一己君） 今、予定しておりますのは、希望する方には職員がつるしているひもつきのストラップのようなもので、カードケースもあわせて配布させていただきまして、つるすなりどこかに縛って、かばんのところのアイテムとしてご利用いただくとかという形で活用したいと思っております。

○委員長（五味武彦君） よろしいですか。

清水委員。

○委員（清水正二君） 意見じゃないですが、非常にこういったお年寄りにしても、障がい者にしても、手助けを簡単にするというんですけども、今、昨今、こういう世情の中で、助けても何か逆にそういったものが怪しまれるというふうな話なので、こういった表示のものがやっぱりあるということは、助ける側にとっても非常に有効ではないかと思うんですね。ですから、ぜひ対象者が2万人もいるんですけども、そういった中で多くの人にこういっ

たことでもって使ってもらえるような形でもってぜひ進めていっていただきたいと思います。

○委員長（五味武彦君） 要望でよろしいですか。

○委員（清水正二君） はい。

○委員長（五味武彦君） ほか委員の質疑ございますか。

山本委員。

○委員（山本英俊君） とりあえずすぐ使ってみて、それからまたこういうふうにしましょう。

とりあえず終わりということで、結構です。要望にしておきます。

○委員長（五味武彦君） ほか委員の質疑。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） なかなかこれは有効なカードだと私は評価しているんですけども、問題はなんかプライバシーのことが書いてありますから、紛失の場合とか、これがなくなったような場合の対応ですが、またなくならないような対応はどうか、これは一つの課題だと思うんですが、どんなふうにお考えでしょうか。

○委員長（五味武彦君） 齊藤課長。

○福祉課長（齊藤一己君） 今、お話ありましたとおり、助けてもらう側、それから助ける側にとっては非常に有効的なアイテムになることは間違いないと思います。反面、今、ご指摘のありました個人情報の中に記載されているということで、リスクも当然しょうことになりますので、配布する際には、十分取り扱い事項とかそういったものもご説明させていただきたいのと、中には障がい児がお持ちになる場合がありますので、振り回してとれてしまうというようなこともございますが、極力そういったものがないように、ケース等も配慮したいは思っております。ただ、こういった内容というのは、全国的に推進されてやっている自治体もございますので、そういったところでのトラブルの対処、またどういった内容があったのかということも私どものほうで調べて研究してまいりたいと思っております。

○委員長（五味武彦君） よろしいですか。

ほか委員の質疑ございますか。

[発言する者なし]

○委員長（五味武彦君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

質疑ございますか。

[発言する者なし]

○委員長（五味武彦君） なければ、傍聴議員の質疑も終了いたします。

以上で、（２）ヘルプカードの作成についてを終了いたします。

次に、福祉課関係のその他を行います。

福祉課から報告がありますので、説明お願いいたします。

齊藤課長。

○福祉課長（齊藤一己君） 福祉課から６月定例議会における案件といたしまして、甲斐市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正を予定しておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○委員長（五味武彦君） 重度心身障害者医療費助成条例の一部改正については、６月の定例会の案件となりますので、質疑は省略いたします。

次に、福祉課関係で委員より特にお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（五味武彦君） なければ、以上で福祉課関係のその他を終了いたします。

ここで、暫時休憩とし、職員の入替えを行います。

お疲れさまでした。

休憩 午後 ２時 １ ６ 分

再開 午後 ２時 １ ７ 分

○委員長（五味武彦君） 会議を再開いたします。

（３）生活支援体制整備事業について、担当より説明をお願いいたします。

飯沼長寿推進課長。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） お疲れさまでございます。

それでは、長寿推進課から生活支援体制整備事業についてご説明を申し上げます。

資料の５ページをお願いいたします。

この事業は、市町村が中心となり、元気な高齢者を初め、市民が担い手として参加する市民団体の活動などによりまして、高齢者を支える地域の支え合い体制づくりを介護保険制度

の地域支援事業の一つとして推進してまいります。その際には、生活支援コーディネーター、地域支え合い推進員の配置や協議体の設置などを通じまして、市民相互の助け合いを基本とした生活支援サービスが創設されるよう取り組んでいく事業となります。

次のページの説明をさせていただきたいと思います。

6ページをお願いいたします。

これは、地域包括ケアシステムのイラストになります。日本は少子高齢化が進みまして、団塊の世代と呼ばれる方々の全員が75歳以上となる8年後の2025年、平成37年をめどに、国では、たとえ要介護状態となっても自分らしい暮らしを人生の最期まで住みなれた地域で続けることができるよう、医療や介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供できる地域包括ケアシステムの構築を目指し、甲斐市でも取り組んでいるところでございます。

まず、中心に笑顔で暮らす住まいがあり、その周り、住みなれた地域では、病気になったら通院や入院などの医療機関があり、介護が必要となった場合には、介護保険制度で、認定の度合いに応じましてデイサービスやホームヘルパーなどのさまざまなサービスを受けることができます。しかし、医療と介護だけで私たちは幸せに暮らすことはできません。まずはいつまでも元気に楽しく暮らすことが重要であります。そのためには、生活支援、介護予防が必要であり、これらを地域の団体である老人クラブや自治会、ボランティアやNPOが支えるという仕組みをみんなで作っていきこうということがこのイラストには描かれております。生活支援体制整備事業につきましては、イラストの下のほうの太枠で囲った生活支援、介護予防の中の事業となります。

7ページをお願いいたします。

本事業につきましては、元気な高齢者を初め、市民が担い手として参加する市民主体の活動や、NPO、社会福祉法人、社協、自治会、民間企業、シルバー人材センターなどの多様な主体による多様なサービスの提供体制を構築し、高齢者を支える地域の支え合いの体制づくりを推進するものでございます。

また、地域の市民参加による生活支援、介護予防サービスや高齢者の社会参加をバックアップする市を中核とする支援体制を充実、強化するために、介護保険法の地域支援事業として、生活支援コーディネーターの配置、協議体の設置を行い、生活支援の担い手の社会参加を推進してまいります。生活支援コーディネーターは、高齢者の生活支援などのサービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において生活支援サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート企業、主にボランティアなどの生活支援の担い手の養成、発掘など

の資源開発、またネットワーク化の機能を果たす役割を担います。

8ページをお願いいたします。

協議体は市などが主体となり、市内各地におけるコーディネーターと生活支援などのサービスの提供主体、各種団体が参画をし、定期的な情報共有及び連携強化の場として、中核となるネットワーク機関となります。このイラストは、コーディネーター、協議体のイメージ図となります。第1層協議体の区域は市全域とし、ボランティア団体などの関係機関の代表者をメンバーとし、第1層コーディネーターを配置いたします。

第2層協議体の区域は、小学校区などの日常生活圏域として、それぞれの地域の実情に合わせた生活支援を行ってまいります。第2層にもコーディネーターを配置し、第1層、第2層の情報共有、連携強化につなげてまいります。

恐れ入ります、5ページにお戻りください。

今後のスケジュールについて、ご説明を申し上げます。

甲斐市では、大勢の市民の皆様がこの高齢者を支える地域の支え合い体制づくりをご理解いただくため、9月26日火曜日に双葉ふれあい文化館におきまして、関係機関、市民の皆様を対象に、地域フォーラム、講演会ですとか事例発表を開催いたします。ただいまの説明では説明不足の点多いかと思いますけれども、この地域フォーラムに参加していただければ、事業内容も十分にご理解いただけるものと考えております。議員の皆様方には、ご多忙かとは存じますが、ぜひご参加いただけますようお願い申し上げますとともに、本事業の実施についてご支援いただけますよう、よろしくお願いを申し上げます。

なお、地域フォーラムでは、アンケート調査を実施し、一緒にこの支え合いの体制づくりに取り組んでみたいと回答があった方など、この事業に興味を持たれた方、市民の皆さんや、また市としてこの事業にご協力いただきたい方を対象に、勉強会、ワークショップを開催いたします。ワークショップは3回を予定しておりますけれども、このワークショップに参加していただきました方を中心に、第1層協議体のメンバーを選出し、第1層協議体を設置したいと考えております。また、あわせまして、生活支援コーディネーターの選出などを行うとともに、第2層、生活圏域の協議体の設置準備を行います。そして、来年度につきましては、第2層協議体の設置、第2層生活支援コーディネーターの選出を行う予定であります。

生活支援体制整備事業についての説明は以上となります。よろしくお願いたします。

○委員長（五味武彦君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

質疑ございましたらお願いいたします。

清水委員。

○委員（清水正二君） この地域包括ケアシステムという形の中で、ここのある6ページの右の下の方に、おおむね30分以内に必要なサービスが提供される日常生活、具体的に中学校区単位として想定とあるんですけれども、8ページのコーディネーターの形でいくと、第2層のところは小学校区等という形になっていますよね。中学校区よりも、こういった地域包括という形でもっていろいろやるのには、こういった形の第2層の小学校区等というのが望ましいし妥当ではないかというふうに思うんですけれども、その辺の、一つにおいては中学校区という対象として、こっちのほうでは、コーディネーターのほうでは小学校区、小学校区のほうが私の考えであればそのほうが望ましいと思うんですけれども、そういった考えというのはどうなんでしょうか。

○委員長（五味武彦君） 飯沼課長。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） お答えいたします。

甲斐市内、中学校は5校ございますので、中学校区を対象とした場合には5つのグループに分かれるわけなんですけれども、小学校は11校ございますので、11のグループに分かれることになります。この地域支援をするにつきましては、こういったよりきめ細かな体制を築くには小学校区のほうがいいのかなというふうには思っておりますけれども、そこら辺は今後また検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（五味武彦君） ほかがございますか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） ちょっとだけ。この中で大きな役割を果たすのが生活支援コーディネーターが大きな責任を果たす役割があるんじゃないかと思うんですが、専門性が大分要求されますけれども、このコーディネーターさんをやる、任命する方は、専門性については何か資格があるとか、そういったものは考えていらっしゃるんですか。

○委員長（五味武彦君） 飯沼課長。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） お答えいたします。

このコーディネーターにつきましては、特段資格というものは必要ないわけなんですけれども、ただ、この事業を進めていく上で、地域のボランティアに精通した方でなければその役割を担っていくことはできませんので、先ほども申し上げましたけれども、第1

層協議体を立ち上げる中で、皆さんの意見を聞きながら適任と思われる方をお願いをしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（五味武彦君） よろしいですか。

清水委員。

よろしいですか。

ほか委員の質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（五味武彦君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

質疑ございますか。

内藤議員。

○議員（内藤久歳君） この支援体制から、それからこの組織図の中にNPOが結構あるんですけども、本市においてこのNPOが一応組織的にはなっているんですが、これをサポートしていただけるようなNPOってどのくらいあるんですか。

○委員長（五味武彦君） 飯沼課長。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） 市内のNPOにつきましては、ちょっと私どもも全体的な数は把握しておりませんが、さほどたくさんはないというふうな認識はしております。

以上でございます。

○委員長（五味武彦君） 内藤議員。

○議員（内藤久歳君） さほどというのは、だってこの組織図の中にNPOってうたっていて、さほどあるとかないとかという論議じゃおかしいじゃないですか。幾つあって、組織体制で、じゃ、どういう支援をやられるかというその辺までないと、ちょっとまずいんじゃないですかね。どうですか、その辺は。

○委員長（五味武彦君） 飯沼課長。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） このNPOにつきましては、実際所管をしておりますのが市民活動支援課のほうで所管をしておりますので、そちらのほうと連携を図りながら、情報をいただきながら進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（五味武彦君） 傍聴議員、そのほかございますか。

[発言する者なし]

○委員長（五味武彦君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で、（３）生活支援体制整備事業についてを終了いたします。

次に、長寿推進課関係のその他を行います。

長寿推進課から報告ありますか。

[発言する者なし]

○委員長（五味武彦君） なし。

次に、長寿推進課関係で、委員より特にお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

委員の方ございますか。

[発言する者なし]

○委員長（五味武彦君） なければ、以上で長寿推進課関係のその他を終了いたします。

ここで、暫時休憩とし、職員の入替えを行います。

休憩 午後 ２時３０分

再開 午後 ２時３１分

○委員長（五味武彦君） 会議を再開いたします。

（４）平成29年度放課後児童クラブの利用状況について、担当より説明をお願いいたします。

島田子育て支援課長。

○子育て支援課長（島田 伸君） お疲れさまでございます。

子育て支援課から、放課後児童クラブの利用状況につきまして、報告させていただきます。
お手元の資料の９ページになります。

平成29年度放課後児童クラブの利用状況についてであります。

放課後児童クラブは、国の法改正を踏まえ、昨年度、双葉保健福祉センター事務室を借りるほか、竜王小学校、竜王南小学校、敷島小学校、計４つの教室を利用し、運営を行いました。今年度につきましては、６月１日、今週の木曜日から新たに４校の教室を利用し、合計８つの教室で運営を行っていく予定でございます。

資料の表の中のグレーの網がかかっている行であります。上からナンバー5、玉幡さわやか第3教室、ナンバー7、竜王東さわやか第2教室、ナンバー12、竜王西さわやか第2教室、ナンバー17、敷島みなみ第2教室を新たに開設いたします。

次に、利用者でございますが、市内の小学1年生から6年生の全児童数は、最新データで4,098人います。そのうち、平成28年度放課後児童クラブ利用決定者数は、この表の右から2列目の一番下になりますが、合計1,100人、全児童数のおよそ26.8%でありました。その左隣、平成29年度利用決定者数は1,286人、全児童数のおよそ31.4%であり、平成28年度と比較しまして186人、17%増加しておりますが、この8つの教室を開設することで、利用希望者全員の受け入れを行ってまいります。

なお、利用料につきましては、1人月額2,000円、兄弟の場合2人目は1,000円、3人目以降は無料、また、夏休みの8月は1人4,000円、兄弟の場合は2人目は2,000円、3人目以降は無料となっております。今後も子供たちの居場所づくりのため、働く保護者を支えるため、円滑な事業の推進を行ってまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上になります。

○委員長（五味武彦君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

質疑等ありましたらお願いいたします。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 今、ちょっと聞き落としたんですが、平成29年度、この表の中でいきますと、28年度が全体が1年生から6年生まで4,098、29年度は全体で子供の数は何人。

○委員長（五味武彦君） 島田課長。

○子育て支援課長（島田 伸君） 全体の数なんですが、最新データの平成29年5月1日現在の4,098人に対しまして、28年度の利用率26.8%、そして29年度の利用率を31.4%ということで説明をさせていただきました。よろしくお願いいたします。

○委員長（五味武彦君） 山本委員。

○委員（山本英俊君） 今、夏休みは1人4,000円という形で聞いたんですけども、普通の2,000円とどういう違いがあるのか、また何日やるのか、見てもらえるのが。日にちですね。

○委員長（五味武彦君） 島田課長。

○子育て支援課長（島田 伸君） 通常の月は今言った2,000円ということで、夏休みの8月の利用分、約二十日になりますが、その1カ月分につきましては、通常の月の倍の4,000円

ということで条例で定めているところがございます。

○委員長（五味武彦君） 島田課長。

○子育て支援課長（島田 伸君） 失礼しました。

夏休みにつきましては、朝から一日そちらのほうで利用できるということになります。通常の場合については、学校から帰ってきてからということになりますので、利用時間は変わるようになります。

○委員長（五味武彦君） 山本委員。

○委員（山本英俊君） 悪いですね。ちょっと厚生初めて来たんで、いつ決まったのか条例わからなかったんですけども、なるべく皆さん共働きで働いている人だから、安くしてやるほうがいいんじゃないの。逆に1,000円にしたらいいんじゃないの。条例も甲斐市のために子供が多くなって支えていくという、市長のよく言う、そういうために頑張ってるんだから、4,000円じゃなくて今度条例を変えて1,000円くらいにしてやって、なるべく子供を預かってやって親はしっかり仕事してもらおうと、そういうふうにならば条例の改定をしましょう。よろしく。

○委員長（五味武彦君） 要望でいいですか。

○委員（山本英俊君） はい。

○委員長（五味武彦君） ほかございますか。

[発言する者なし]

○委員長（五味武彦君） なければ、続いて、傍聴議員の質疑を許します。

質疑ございますか。

有泉議員。

○議員（有泉庸一郎君） これ28年度から29年度の表が出てふえていますよね。今後の状況はどうなんですか。今後もこういう傾向というのはあるんですかね。また29年度、30年度というのは、その辺はどんな見方しているんですか。

○委員長（五味武彦君） 島田課長。

○子育て支援課長（島田 伸君） 今後もこの傾向は一定の間続くと考えておりますが、今回、28年度と29年度の増減を、ふえた部分の内容をこちらのほうで検証したところ、小学校4年生、そして小学校5年生がおおむね100人ふえています。ただ、実際の利用者につきましては、やはり高学年になりますと、決定はしますけれども利用しないという現状もありますので、やはり保護者の方は心配で登録はするけれども、実際は利用しないという状況がここ

何年か続くというような考えで今いるところです。

○委員長（五味武彦君） 有泉議員。

○議員（有泉庸一郎君） とりあえずことしは教室をふやしたと、こういう手当てをしたということですね、子供が多くなったから。1つはそういう方法もあるんだけど、もう一つとしては、世帯によって違うんだらうけれども、じいさん、ばあさんがいるわけですよ、その家庭には、核家族にならん限りは。そういうところもあるじゃないですか。そういうようなものを、じいさん、ばあさん世代に見てもらおうような、そういう話ということは、市からはしていないんですか、そういうことは。

○委員長（五味武彦君） 島田課長。

○子育て支援課長（島田 伸君） 一般的な、例えば地域の老人クラブとか、そういうことについては、そういった話はしておりません。また、ご家庭に、核家族ではなくて、一緒に暮らしている方でおじいちゃん、おばあちゃんがいる場合については、大概是面倒を見ていただいているというふうに思っております。

○委員長（五味武彦君） 傍聴議員、ほかございますか。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（五味武彦君） なければ、傍聴議員の質疑も終了いたします。

以上で、（４）平成29年度放課後児童クラブの利用状況についてを終了いたします。

次に、子育て支援課関係のその他を行います。

支援課から報告ありますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（五味武彦君） ないですね。

なければ、次に、子育て支援課関係で、委員より特にお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

〔発言する者なし〕

○委員長（五味武彦君） なければ、以上で子育て支援課関係のその他を終了いたします。

ここで、暫時休憩とし、職員の入替えを行います。

休憩 午後 2時42分

再開 午後 2時53分

○委員長（五味武彦君） 会議を再開いたします。

（5）甲斐市産婦健康診査費助成事業について、担当より説明をお願いいたします。

長坂健康増進課長。

○健康増進課長（長坂千恵子君） お疲れさまでございます。

健康増進課から甲斐市産婦健康診査費助成事業について説明をさせていただきます。

資料の10ページをお開きください。

まず、事業目的ですけれども、今年度、国では、産後鬱の予防や新生児への虐待予防等を図る観点から、産後2週間、産後1カ月など、産後間もない時期の産婦健康診査の助成について新規に創設をしました。このことに基づき、本市においても、産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備するために本事業を開始するに至りました。また、既に本市が独自で実施をしています産後ケア事業と本事業をあわせて実施することにより、産後の初期段階の母子に対する支援がより一層強化されることとなります。また、厚生労働省によりますと、鬱状態など、精神的な不調に陥る人は、産後2週間の時期に発症リスクが高いということが報告されております。

2の事業の概要です。助成対象者につきましては、産婦健診受診日に本市に住所を有する産婦といたします。次の受診方法ですけれども、本市と委託契約をした医療機関で受診をします。現在、県内で分娩可能な医療機関が15カ所ありますので、この中で委託契約が可能な医療機関になります。ただし、委託契約以外の医療機関で受診した場合は償還払いとします。主に県外の医療機関で里帰り分娩をした場合がこちらに該当をします。

次の検診内容ですけれども、（1）から（5）までの全ての検査を実施することで国の補助金の対象となります。今回、国が強調している精神状態の把握ですけれども、（5）のエンジンバラ産後鬱病質問票、これを実施することが重要になってきます。この質問票は、国際的に普及している産後鬱をスクリーニングする自己記入式質問用紙となっておりますが、鬱病を診断するものではありません。あくまでも支援を求めている母親を把握して、早期の予防的介入につなげていくためのツールとなります。現在も医療機関において産婦健診自体は実施をされていますけれども、（5）の産後鬱病のこの質問票を用いての鬱に観点を置いた産婦健診はされていないので、今回、国の動向に合わせて、県下の医療機関では、現在体制を整えているところでございます。

受診時期につきましては、おおむね出産後2週間、または1カ月以内です。国の指針では、出産後2週間と1カ月の2回産婦健診を受診することが望ましいとしています。

助成回数につきましては、対象者1人につき2回以内とします。

助成金額ですけれども、産婦健診1回当たり5,000円を上限とします。検診費が5,000円未満の場合は、支払い相当額とします。5,000円に設定をした理由ですけれども、国の補助基準額に合わせましたが、実際にかかっている経費からも妥当と判断をいたしました。

次の助成方法ですけれども、(1)母子健康手帳と同時に、全妊婦に2回分の検診の受診票を交付します。(2)として、対象者は、委託契約をした医療機関にこの検診の受診票を提出して産婦健診を受け、検診費から助成費を控除した額を医療機関に支払います。(3)として、市は医療機関からの請求内容を審査した上で、当該金額を医療機関に支払います。

(4)としまして、委託契約以外の医療機関で受診をした場合、対象者は一旦検診費の全額を直接医療機関に支払いますが、後に申請に基づき市から申請者に助成金を支給します。償還払いの扱いとなります。

ここで、1つ課題があります。既に本市を含む山梨県下の全自治体では、県下統一の妊婦健康診査費の助成事業を実施しております。その事務手続に当たりましては、市長会が間に入って取りまとめをすることで、医療機関及び自治体の負担を軽減しています。しかし、本事業につきましては、現段階では県下の統一が図られていないため、市長会が受託してくれないという状況が課題となっております。

次の受診後の指導等ですけれども、産婦健診の結果により、必要に応じて医療機関と連携を図りながら、地区担当保健師がかかわりを持つ等、本事業の一番の目的である産後鬱予防や虐待予防が図られるよう、早期の支援につなげてまいります。

産後鬱を長期的に見ますと、家庭生活や育児能力が低下して、乳幼児への影響も含めて、家庭全体へ大きな影響を及ぼすこととなりますので、できるだけ早期に介入することが重要となります。

次の事業開始時期ですけれども、平成29年7月1日を予定しております。この時期に国が示した産後鬱に観点を置いた産婦健診の助成事業を開始するのは、県下では甲斐市が最初になります。しかし、現段階では、同じ中北管内の市町全てが甲斐市に足並みをそろえて開始をしたいという意向を確認しております。事業を開始するに当たりましては、県下の医療機関において、契約の受託を初めとした産婦健診の体制が整備されるよう、産婦人科医会や県の健康増進課とも連携を図りながら調整をし、準備を行っているところでございます。あ

わせて、市長会で請求事務の取りまとめを受託してもらえるように、県に働きかけを依頼しております。

3番の財源ですけれども、国の補助金として、母子保健衛生費補助金の対象となります。

それから、4番の予算ですけれども、予算につきましては、6月補正をお願いし、対応する予定でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（五味武彦君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

ございますか。

山本委員。

○委員（山本英俊君） 説明よくわかりました。

ここの助成回数2回というのがあるんですけども、これは例えば鬱というような症状が出て、した場合には2回で治るなんてことがあるんですかね。例えば3回4回5回あれした場合には、これ助成金というのはどうなるのでしょうか。

○委員長（五味武彦君） 長坂課長。

○健康増進課長（長坂千恵子君） 今回の助成事業は、まず産婦健診ということで、産後2週間と産後1カ月の産婦健診の助成です。そこで鬱になりやすい人を早期に発見することですので、そこからまた治療とかいろんなところにつながる人は、この事業とは別に個別にフォローをしてまいります。

○委員長（五味武彦君） 山本委員。

○委員（山本英俊君） それはこういう助成の対象になって無料で見ていただけるのか、その辺は。

○委員長（五味武彦君） 長坂課長。

○健康増進課長（長坂千恵子君） この2回の健診で、例えば治療が必要になってきますと、今度は専門医にいきますので、そちらのほうの助成ということは今回の事業の中では考えておりません。あくまでも2週間と1カ月の産婦健診についての助成事業という位置づけになっております。

○委員長（五味武彦君） 山本委員。

○委員（山本英俊君） それからが大事じゃないのかなと思うんですけどもね。それをやっぱり例えばせつかくかわいい赤ちゃん産んでもらったんだから、中にはやっぱり生活レベル

ちょっと低い人もいるかもしれない。その人たちがこんなお金かかるとなれば行かない、これ大変なことじゃないですかね。そういうものの補助をしてやるということが、うちの甲斐市のいいところじゃないかと思うんだけど、その辺はどうなのかな。

○委員長（五味武彦君） 長坂課長。

○健康増進課長（長坂千恵子君） それでは、現実的には、この健診からすぐ治療に結びつくという人は余りいないのが現状です。このところから鬱にならないように支援するということが非常に大事でして、それを治療をして薬を飲むというのはもう最終の手段になってしまいますので、そこにいかないように、その一歩手前の人を見つけて市のほうでフォローするという、そういう事業になっていますので、そこから本当に1人も治療が必要な人に移行しないようにということでフォローをしていく、そういう体制であります。もちろん治療は必要でしたら治療のルートに乗っていただくんですけども、その治療費の助成ということまでは、今現在では考えておりません。

○委員長（五味武彦君） 山本委員。

○委員（山本英俊君） 少ないかもわからないけれども、中にはいるわけだよ、そういう人も。ぜひその辺は甲斐市の若い人達を呼び込む、甲斐市子育てはもう日本一だよということをアピールするように補助金出してやればいいじゃない。その辺は要望しますよ。だからぜひお願いします。

○委員長（五味武彦君） 要望でいいですか。

○委員（山本英俊君） うん。また一般質問でもやるから、今度教えてください。

○委員長（五味武彦君） ほかに委員の質疑ございますか。

清水委員。

○委員（清水正二君） これ、今、甲斐市が初めてということですよ。市長会のほうにそういう話でもってほかのところもやりたいということで、また今のところは甲斐市の単独事業、単独というか、先進的な形でやるというふうな形ですよ。これがいわゆるそういう呼びかけとかそういうものがあって、ほかのところでもってやって、市長会のほうで受け入れ態勢ができたという場合には、予算的な措置というのはどういうふうに変わっていくんですか。

○委員長（五味武彦君） 長坂課長。

○健康増進課長（長坂千恵子君） 現時点、今年度中には市長会が受けるということは多分困難かなということが想定されますので、早くても30年度、早くてです。ですので、その際には、また新年度予算等で対応ができるかなというふうに考えております。

○委員長（五味武彦君） 清水委員。

○委員（清水正二君） もう一回、ちょっと聞き逃したんで確認なんですけれども、先ほど出た受診票を2枚交付、母子健康手帳というんだから、要するに妊娠がわかった時点でもってその2枚の受診票は手元にいくという解釈ですか。

○委員長（五味武彦君） 長坂課長。

○健康増進課長（長坂千恵子君） おっしゃるとおりでございます。

○委員長（五味武彦君） ほかございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（五味武彦君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑に入ります。

質疑ございますか。

内藤議員。

○議員（内藤久歳君） 助成金額のことについて伺いたいんですけれども、5,000円を上限ということなんですけれども、この1から5までの健診がありますよね。上限ということは、この健診において、当然金額もいろいろあると思うんですけれども、どのくらいでオーバーすることがあるんですか。

○委員長（五味武彦君） 長坂課長。

○健康増進課長（長坂千恵子君） 各医療機関のほうに意向調査をさせていただきました。ただ調査をした金額は、（5）のまだ産後鬱の質問票をしないという時点の調査なんですけれども、かなり金額には幅があります。安いところでは1,000円台、高いところでは八千幾らというふうに医療機関によって設定が違いますので、あくまでも今回は国の基準の5,000円をというところで設定をさせていただきました。

○委員長（五味武彦君） 内藤議員。

○議員（内藤久歳君） そうすると、国の基準が5,000円ということで、その市の負担という部分のものはないということですか。

○委員長（五味武彦君） 長坂課長。

○健康増進課長（長坂千恵子君） 現在、国が示している金額は、1回につき5,000円の2分の1を補助すると言っていますので、残りの2分の1が各自治体の補助になります。

○委員長（五味武彦君） ほか傍聴議員、質疑ございますか。

横山議員。

○議員（横山洋介君） すみません、開始が7月1日ということで、母子手帳と同時に受診票を2枚交付するということですから、7月以降に妊娠がわかったお母さんから対象になるということでもよろしいですか。

○委員長（五味武彦君） 長坂課長。

○健康増進課長（長坂千恵子君） 7月1日以降の産婦健診を受けた方が対象になりますので、6月に生まれた方も中には対象になってくる人が出てきます。例えば6月の終わり、30日に出産をされた方の2週間健診は7月に入ってきますので、その対象者につきましては、こちらのほうでも名簿でわかりますので、漏れがないように個人通知等で周知をしてまいります。

○委員長（五味武彦君） よろしいですか。

ほか傍聴議員、ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（五味武彦君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で、（5）甲斐市産婦健康診査費助成事業についてを終了いたします。

続いて、次に、（6）甲斐市新生児聴覚検査費助成事業について、担当より説明お願いいたします。

長坂課長。

○健康増進課長（長坂千恵子君） それでは、資料の11ページをお願いいたします。

引き続きまして、甲斐市新生児聴覚検査費助成事業について説明をさせていただきます。

事業の目的ですけれども、聴覚検査は早期に発見され、適切な支援が行われた場合は、聴覚障害による音声、言語発達等への影響が最小限に抑えられると言われていています。このため、聴覚障害の早期発見、早期療養を図るために、全ての新生児が検査を受けられるよう、検査費用の一部を助成し、あわせて実施状況の把握及び要支援児や保護者に対するフォローアップにつなげていくものであります。

現在、甲斐市では、ほぼ全ての新生児が聴覚検査を受けています。ただし、費用については、全額自己負担となっております。本事業は、国の指針により、全ての自治体において、聴覚検査費用の公費負担を初めとして、要支援児へのフォローアップの強化等に努めることになっており、既に地方交付税措置がされているところです。しかし、全国的に取り組みは十分とは言えない状況にあると指摘されていることから、今回、本事業を先ほどの産婦健康診査費助成事業とあわせて同時に開始することで、本市における妊娠期から子育て期の切

れ目のない支援体制の整備強化につなげていきたいと考えています。

2の事業概要です。助成対象者は、本市に住所を有する新生児の保護者であって、検査日に本市に住所を有する者。受診方法は、先ほどの産婦健診と同様で、委託契約と償還払いでの対応での受診となります。それから、検査内容につきましては、(1)自動聴性脳幹反応検査(自動ABR)、(2)耳音響放射検査(OAE)と一般的には言われていますけれども、いずれかの聴覚検査が対象です。医療機関によって検査方法の種類が違ってきます。この2つの検査は数分で安全に行える検査で、痛み等は一切なく、赤ちゃんが眠ったままで検査ができます。具体的に言いますと、2つの検査とも、耳に簡単な装置をつけて、(1)のほうは、音に対する反応が脳に届いたかどうかをコンピューターを使って脳波を判定するものです。(2)のほうは、耳の奥の内耳というところからの放射音と機械で記録して判定するものです。ただし、この検査は、あくまでも精密検査が必要な新生児を見つけるための検査であって、聴覚障害があることを診断する検査ではありません。ですので、この検査で精密検査が必要と判定された場合には、最終的には山梨大学附属病院の耳鼻科を受診することになります。今回の助成事業では、あくまでも初回の検査費用を助成するものでございます。

次に、受診時期ですけれども、新生児の誕生日から入院している医療機関での退院日までの間にします。通常は、出生後、二、三日目で検査が行われています。ただし、この時期に受診できなかった場合は、できるだけ早くということで、生後6カ月以内までと時期をいたします。こちらは、県外で里帰り出産をして、戻ってきて外来で聴覚検査を受ける場合が想定されます。

次の助成回数は、新生児1人につき1回とします。

次の助成金額につきましては、3,000円を上限とし、検査費が3,000円未満の場合は支払い相当額とします。3,000円に設定をした理由ですが、県下全ての医療機関の聴覚検査の料金を調べたところ、(1)のこの自動ABRのほうは料金は高く、平均6,700円ぐらいですので、(2)の耳音響放射検査、こちらのOAEのほうに標準を合わせ、一番料金が多かった3,000円に設定をいたしました。

次の助成方法です。(1)、まことに申しわけありません、訂正をお願いいたします。母子健康手帳と同時に受診票を2枚とありますが、1枚の誤りですので、1枚に訂正をお願いいたします。申しわけございません。

母子手帳と同時に受診票を1枚交付します。内容につきましては、先ほどの産婦健診と同

様でございますので、説明のほうは省略させていただきます。

次の受診後の指導等ですけれども、受診結果により、必要に応じ医療機関と連携を図りながら、地区担当保健師がかかわりを持つ等支援につなげてまいります。一般的に難聴を疑う時期というのは2歳から3歳になって、言葉がおくれているということで気づく場合がほとんどです。しかし、この助成事業を取り入れることで、より早く発見できれば、治療とトレーニングによって言葉のおくれを最小限にすることができることから、本事業の目的である要支援児や保護者に対するフォローアップを確実に実践してまいります。

3の財源につきましては、既に地方交付税措置がされております。

予算につきましては、先ほどの産婦健診と同様に、6月補正をお願いし対応する予定でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（五味武彦君） 以上で説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

質疑ございますか。

山本委員。

○委員（山本英俊君） 説明よくわかりました。

県内の産婦人科では、これ全部、（１）、（２）の検査ができるんでしょうか。

○委員長（五味武彦君） 長坂課長。

○健康増進課長（長坂千恵子君） 山梨県下で分娩の扱いができる医療機関は、全て聴覚検査をやっております。ただその方法につきましては、医療機関によって、この（１）か（２）の種類は違ってきますけれども、100%実施しております。

○委員長（五味武彦君） 山本委員。

○委員（山本英俊君） 今言う（１）の約6,000円前後するということですがけれども、この場合は3,000円が一応県で、あと3,000円は自己負担。

○委員長（五味武彦君） 長坂課長。

○健康増進課長（長坂千恵子君） おっしゃるとおりです。

○委員長（五味武彦君） ほか委員の質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（五味武彦君） なければ、委員の質疑終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

[発言する者なし]

○委員長（五味武彦君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で、（６）甲斐市新生児聴覚検査費助成事業についてを終了いたします。

なお、この２つの事業、５、６とも県下に先駆けて、もしくは同時にやる市もございますが、最初のことだという事業でございます。

次に、健康増進課関係のその他を行います。

健康増進課からその他報告ございますか。

[発言する者なし]

○委員長（五味武彦君） ありません。

なければ、健康増進課関係で、委員より特にお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

清水委員。

○委員（清水正二君） 今、今というか、最近子供の離乳食のあれで、蜂蜜だとか、小麦だとか、そういったもので、１人亡くなったというふうな報道もされたり、後々自閉症の原因になるということで、産後ケアということで、そういったものの指導とか注意喚起とか、そういったものっていうのはどういうふうにやられておりますか。

○委員長（五味武彦君） 長坂課長。

○健康増進課長（長坂千恵子君） その関係につきましては、従来から蜂蜜は小さい子供には危険ということで、甲斐市のほうで独自につくっているパンフレットにその注意のほうはもともと書いてありますので、今回は指導するに当たりまして、甲斐市の栄養士、保健師、それ以外にも雇い上げの保健師、栄養士がいますので、そちらにも個別指導をするときには徹底してそこをきちんと伝えるようにということで周知をしたことと、うちのほうで出しているパンフレットのほうもきちんとそこをまた精査をして、強調をして発信をしております。

○委員長（五味武彦君） よろしいですか。

ほか委員のその他ありますか。

[発言する者なし]

○委員長（五味武彦君） なければ、事務局から説明ございますか。

[発言する者なし]

○委員長（五味武彦君） ないですか。

なければ、その他を終了いたします。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして厚生環境常任委員会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時20分